③　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に専任で配置できること。ただし、契約締結の日の翌日から整備工事業務の着手までの間は配置予定技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ｄ　整備工事業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ｅ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｆ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｇ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事（上記②に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型ＪＶまたは異工種ＪＶの同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の実績として認める）。

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的な雇用関係とは、一次審査資料提出時の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者でないこと。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満足していること。

ア　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち通信設備工事の認定を受けていること。

イ　既存ストック所有者発注の業務委託に係る受注実績がある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　平成21年４月１日以降に同種工事（２⑷②で掲げる工事）の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸④に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち維持修繕工事又はアスファルト舗装工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件による。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　内容点評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点を付与する。

②　最低入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した数値に得点を乗じて得た値を価格点として付与する。

⑶　⑴において、落札となるべき最も高い総合評価値の入札をした者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課契約第一係　電話048―601―3151（代）内線2526

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和元年９月20日から令和元年12月17日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から17時00分まで。

ただし、最終日は正午までとする。上記⑴において書面により交付するので、記録媒体（ＣＤ－Ｒ）を⑴に持参すること。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和元年９月20日から令和元年10月16日までの休日を除く毎日、９時15分から17時00分まで。

ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は参加表明書等を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。